

いわき市への遺贈・相続財産 寄附をお考えの方へ



近年、遺贈・相続寄附への関心が高まっています。

いわき市においても、お申し出にお応えするため、遺贈・相続寄附のご相談を承り、そのご厚意を市政運営に活用させていただいております。

遺贈による本市への寄附をお考えの方

公正証書遺言の作成をお勧めします。

- 公正証書遺言とは、公証役場にて証人と公証人立ち会いのもと作成する遺言書です。
- 作成にあたっては、弁護士、司法書士、行政書士、信託銀行等の信託兼営金融機関（※）にご相談ください。

※身近な機関：株式会社東邦銀行、株式会社七十七銀行（東北財務局認可）

※作成等には別途手数料がかかります。

遺言書作成時のお願い（留意点）



遺贈財産

「現金〇円」など具体的に**財産を特定した記載**をお願いします。
不動産、有価証券、負債、負担付遺贈などはお引き受けできません。
係争の原因となるおそれがある遺贈についても受付できません。



遺言執行者

遺言執行者のご指定をお願いします。

弁護士、司法書士、信託銀行等の専門家の指定をお勧めします。



遺留分の配慮

遺言の指定に関わらず、配偶者、直系血族には一定額の相続財産が保証されています。

本市への**遺贈額は遺留分を除いた金額を限度**としてください。

相続した財産の本市への寄附を お考えのご遺族様へ

- 金額は遺留分に配慮した額としてください。また、不動産、有価証券、負債、負担付寄附などはお引き受けできません。
- このほか、係争の原因となるおそれがあるもの、故人と関係のない第三者からの寄附等についても受付できません。
- 相続税の優遇措置については、税務署にお問い合わせください。

寄附の使い道

- 寄贈者様のご意思に沿った目的に使用させていただきます。

「特定の事業に限定せず生まれ育ったいわき市に寄贈したい」といったご要望にも対応いたします。

（使い道の例）

- ・ まちの魅力や知名度の向上
- ・ 地域経済・産業の創出
- ・ 子育て・教育先進都市の実現
- ・ 市民がいきいきと暮らせる環境づくり

等

お問い合わせ先 いわき市総務部総務課 電話：0246-22-7401

